



茨城県報

第 2714 号

平成27年8月6日

木曜日

目 次

告 示

ページ

●統計調査の実施について（統計課）	2
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（廃棄物対策課）	4
●指定居宅サービス事業者の指定（長寿福祉課）	4
●指定居宅介護支援事業者の指定（長寿福祉課）	5
●指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	5
●指定居宅サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）	6
●指定居宅サービス事業者の廃止（長寿福祉課）	7
●指定居宅介護支援事業者の変更の届出（長寿福祉課）	8
●指定居宅介護支援事業者の廃止（長寿福祉課）	8
●指定介護老人福祉施設の変更の届出（長寿福祉課）	9
●指定介護予防サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）	9
●指定介護予防サービス事業者の廃止（長寿福祉課）	9
●指定障害児通所支援事業者の指定（2件）（障害福祉課）	10
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	11
●大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）	11
●大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）	12
●木材業者等としての登録票の書換え（林政課）	13
●中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間（漁政課）	14
●道路の区域の変更（道路維持課）	14
●道路の供用の開始（道路維持課）	14
●海岸保全区域の指定（河川課）	15
●茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の規定に基づく区域の指定（建築指導課）	18
（選挙管理委員会）	
●選挙管理委員会第8回定例会の招集	19
公 告	
●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（4件）（生活文化課）	20
●平成28年度茨城県立産業技術専門学院入学者選考試験実施要項（職業能力開発課）	22
●家畜伝染病の発生（畜産課）	24

●農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	24
●県営土地改良事業計画の変更（2件）（農村計画課）	24
●入札公告（管財課）	25
●入札公告（つくば地域振興課）	28
（ 教 育 委 員 会 ）	
●落札者等の公示	30
（ 警 察 本 部 ）	
●入札公告	31

告 示

茨城県告示第1015号

次の統計調査を実施するので、茨城県統計条例（平成20年茨城県条例第45号）第12条の規定に基づき告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 調査の名称

市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査

2 調査の目的

茨城県内の市町村における住民の転入及び転出に係る理由を把握し、県及び市町村が実施する各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査の期間

調査の実施期間は平成27年9月1日から同年9月30日までとする。

4 調査の対象

日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、稲敷市及びつくばみらい市を除く県内の市町村において、転入届（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する届出をいう。）若しくは転出届（同法第24条に規定する届出をいう。）を市町村長に提出した者とする。

5 調査事項及び調査票

(1) 調査事項

- ① 転入・転出の別
- ② 転入元及び転出先
- ③ 移動する理由
- ④ 移動する者の性別及び年齢

(2) 調査票

市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査票（別記様式）による。

6 調査の方法

調査対象者が転入届若しくは転出届を市町村長に提出する際に、調査票を配布し、回収することによって行う。

7 調査票の審査集計

茨城県企画部統計課の職員が審査及び集計を行い、統計表を作成する。

8 結果の公表

平成28年7月31日までに茨城県企画部統計課ホームページに掲載する。

(別記様式)

市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査票



茨城県

茨城県企画部統計課

【調査へのご協力をお願い】

茨城県では、転入もしくは転出される方に、その理由等をお伺いするアンケート調査を実施しております。ご回答いただきました内容は、今後の本県及び県内市町村の行政サービスの向上やまちづくり等の基礎資料として活用させていただきます。

なお、この調査は無記名方式となっており、ご回答いただいた内容も全て統計的に処理されます。この調査票から個人が特定されることは一切ありませんのでご安心ください。ご多用の折、恐縮ではございますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、以下の太枠内にご回答をお願いします。

1 転入・転出について当てはまる方にお答えください。

転入される方



どちらから転入されますか。あてはまる番号を○で囲み、太枠内を記入してください。

1 茨城県内の他の市町村から転入

市・町・村

2 他の都道府県から転入

都・道・府・県

3 国外から転入

(国名)

転出される方



どちらへ転出されますか。あてはまる番号を○で囲み、太枠内を記入してください。

1 茨城県内の他の市町村へ転出

市・町・村

2 他の都道府県へ転出

都・道・府・県

3 国外へ転出

(国名)

2 移動する理由は何ですか。主な理由を1つ選んで番号を○で囲んでください。

1 就職・転職・転業 2 転勤 3 退職・廃業 4 就学 5 卒業

6 結婚・離婚・縁組 7 住宅（住宅の新築・購入・借り換え） 8 交通の利便性

9 生活の利便性※ 10 その他（1～9に該当しないもの）

※生活の利便性…買い物に便利、通院に便利、教育環境の良い地域への住み替えなど

3 移動する方全員について、性別を選んで番号を○で囲み、年齢をご記入ください。

	移動の要因となった方	左の人に伴って移動する人（ご家族等）について					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
性別	1 男	1 男	1 男	1 男	1 男	1 男	1 男
	2 女	2 女	2 女	2 女	2 女	2 女	2 女
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳

記入が終わりましたら、この調査票を受け取りになった窓口へ提出してください。

ご協力ありがとうございました。

茨城県告示第1016号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

指定区域の所在地及び埋立地の区分の一覧表

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
茨西指5号	常総市 鴻野山 1257 1262-2	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号】廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

茨城県告示第1017号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0870101987	株式会社 ツクイ	津久井 宏	神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1	ツクイ水戸赤塚	茨城県水戸市河和田2-1-16	平成27年6月1日	訪問入浴介護
0870600335	株式会社 大島輪業	大島 清司	茨城県筑西市二木成924	株式会社 大島輪業	茨城県筑西市二木成924	平成27年6月1日	特定福祉用具販売
0870801024	株式会社 モデンナ・ケアサービス	山田 伸光	茨城県稲敷郡阿見町鈴木136-3	サービス付き高齢者向け住宅 縁	茨城県龍ケ崎市藤ヶ丘4-4-3	平成27年6月1日	特定施設入居者生活介護
0870801032	社会福祉法人 筑竜会	牛尾 浩樹	茨城県つくば市下原525-1	ショートステイ ときわぎ	茨城県龍ケ崎市若柴町1225	平成27年6月1日	短期入所生活介護
0872101993	株式会社 イングス	中嶋 慶銀	茨城県水戸市備前町7番32-610	すまいる	茨城県ひたちなか市馬渡2997-15	平成27年6月1日	福祉用具貸与
0872102009	社会福祉法人 森田記念会	森田 隆	茨城県ひたちなか市高野2448	サテライトさわの森	茨城県ひたちなか市西光地3-16-4	平成27年6月1日	短期入所生活介護
0872700950	有限会社 弥寿楽喜	渡邊 孝之	茨城県筑西市二木成1351	ケアネスやすらぎ	茨城県筑西市二木成1351	平成27年6月1日	通所介護
0873000327	合同会社 トミタ福祉サービス	富田 賢三	茨城県水戸市元吉田町970-4	ヘルパーステーション フラワーガーデン	茨城県かすみがうら市牛渡2845	平成27年6月1日	訪問介護
0873801187	株式会社 樹里	石部 洋介	茨城県稲敷郡阿見町若栗1766-3	リハビリ特化型デイサービス リウォーク	茨城県稲敷郡阿見町吉原3628-6	平成27年6月1日	通所介護
0875100331	株式会社 恒人会	本橋 寛樹	茨城県桜川市西桜川2-18-5	リハビリハート	茨城県桜川市西桜川2-18-5	平成27年6月1日	通所介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0875500290	有限会社 ア クティヴ・サ ポート	大町 富江	茨城県つくば みらい市陽光 台 3-22-20	癒しの愛	茨城県つくば みらい市上島 1088-2	平成27年 6月1日	通所介護
0870105467	医療法人 維 誠会	金子 健太郎	茨城県水戸市 百合が丘町 8 - 5	訪問介護ステ ーション と うはら	茨城県水戸市 酒門町2950- 5	平成27年 6月13日	訪問介護
0871500732	有限会社ライ フサポート平 賀	平賀 としえ	茨城県北茨城 市磯原町磯原 1630-77	トレーニング ルーム パス テル	茨城県北茨城 市磯原町磯原 1630-235	平成27年 6月22日	通所介護
0870202231	株式会社 アーバンアー キテック	川又 則夫	茨城県ひたち なか市勝田泉 町 4-17	ご長寿くらぶ 日立諏訪デイ サービスセン ター	茨城県日立市 諏訪町 4- 517	平成27年 6月25日	通所介護
0871701298	株式会社 アーバンアー キテック	川又 則夫	茨城県ひたち なか市勝田泉 町 4-17	ご長寿くらぶ 取手・藤代デ イサービスセ ンター	茨城県取手市 藤代520	平成27年 6月25日	通所介護

茨城県告示第1018号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0872700943	有限会社 昊 栄	久野 衛	茨城県筑西市 門井1675-1	昊栄居宅介護 支援事業所	茨城県筑西市 門井1675-1	平成27年 6月1日	居宅介護 支援
0875100331	株式会社 恒 人会	本橋 寛樹	茨城県桜川市 西桜川 2-18 - 5	リハビリハー ト	茨城県桜川市 西桜川 2-18 - 5	平成27年 6月1日	居宅介護 支援
0875200719	エヌエス商事 株式会社	根本 修治	茨城県神栖市 太田523-27	エヌエス居宅 介護支援事業 所	茨城県神栖市 太田523-27	平成27年 6月1日	居宅介護 支援
0875500308	株式会社 D KS	神立 博之	茨城県つくば みらい市陽光 台 4-9-3	あしたば居宅 介護支援事業 所	茨城県つくば みらい市陽光 台 4-9-3	平成27年 6月1日	居宅介護 支援
0870105459	有限会社 タ カギカフェ	高木 明博	茨城県水戸市 谷田町109- 2	ケアプラン ルーム タカ ギカフェ	茨城県水戸市 谷田町109- 2	平成27年 6月15日	居宅介護 支援
0875600397	社会福祉法人 愛の会	木村 都央	茨城県石岡市 石岡10888- 3	居宅介護支援 ハート24小川 事業所	茨城県小美玉 市野田576- 3	平成27年 6月15日	居宅介護 支援

茨城県告示第1019号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870101987	株式会社 ツ クイ	津久井 宏	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西 1-6- 1	ツクイ水戸赤 塚	茨城県水戸市 河和田 2-1 -16	平成27年 6月1日	介護予防 訪問入浴 介護
0870600335	株式会社 大 島輪業	大島 清司	茨城県筑西市 二木成924	株式会社 大 島輪業	茨城県筑西市 二木成924	平成27年 6月1日	特定介護 予防福祉 用具販売
0870801024	株式会社 モ デンナ・ケア サービス	山田 伸光	茨城県稲敷郡 阿見町鈴木 136-3	サービス付き 高齢者向け住 宅 縁	茨城県龍ヶ崎 市藤ヶ丘 4- 4-3	平成27年 6月1日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
0870801032	社会福祉法人 筑竜会	牛尾 浩樹	茨城県つくば 市下原525- 1	ショートステ イ ときわぎ	茨城県龍ヶ崎 市若柴町1225	平成27年 6月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0872101993	株式会社イン グス	中嶋 慶銀	茨城県水戸市 備前町 7番32 -610	すまいる	茨城県ひたち な市馬渡 2997-15	平成27年 6月1日	介護予防 福祉用具 貸与
0872102009	社会福祉法人 森田記念会	森田 隆	茨城県ひたち な市高野 2448	サテライトさ わの森	茨城県ひたち な市西光地 3-16-4	平成27年 6月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0872700950	有限会社 弥 寿楽喜	渡邊 孝之	茨城県筑西市 二木成1351	ケアネスやす らぎ	茨城県筑西市 二木成1351	平成27年 6月1日	介護予防 通所介護
0873000327	合同会社 ト ミタ福祉サー ビス	富田 賢三	茨城県水戸市 元吉田町970 -4	ヘルパーステ ーション フ ラワーガーデ ン	茨城県かすみ がうら市牛渡 2845	平成27年 6月1日	介護予防 訪問介護
0873801187	株式会社 樹 里	石部 洋介	茨城県稲敷郡 阿見町若栗 1766-3	リハビリ特化 型デイサービ ス リウォーク ク	茨城県稲敷郡 阿見町吉原 3628-6	平成27年 6月1日	介護予防 通所介護
0875100331	株式会社 恒 人会	本橋 寛樹	茨城県桜川市 西桜川 2-18 -5	リハビリハー ト	茨城県桜川市 西桜川 2-18 -5	平成27年 6月1日	介護予防 通所介護
0875500290	有限会社 ア クティブ・サ ポート	大町 富江	茨城県つくば みらい市陽光 台 3-22-20	癒しの愛	茨城県つくば みらい市上島 1088-2	平成27年 6月1日	介護予防 通所介護
0870105467	医療法人 維 誠会	金子 健太郎	茨城県水戸市 百合が丘町 8 -5	訪問介護ステ ーション と うはら	茨城県水戸市 酒門町2950- 5	平成27年 6月13日	介護予防 訪問介護
0871500732	有限会社ライ フサポート平 賀	平賀 としえ	茨城県北茨城 市磯原町磯原 1630-77	トレーニング ルーム バス テル	茨城県北茨城 市磯原町磯原 1630-235	平成27年 6月22日	介護予防 通所介護
0870202231	株式会社 アーバンアー キテック	川又 則夫	茨城県ひたち な市勝田泉 町 4-17	ご長寿くらぶ 日立諏訪デイ サービスセン ター	茨城県日立市 諏訪町 4- 517	平成27年 6月25日	介護予防 通所介護
0871701298	株式会社 アーバンアー キテック	川又 則夫	茨城県ひたち な市勝田泉 町 4-17	ご長寿くらぶ 取手・藤代デ イサービスセ ンター	茨城県取手市 藤代520	平成27年 6月25日	介護予防 通所介護

茨城県告示第1020号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第78条の規

定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の 所在地	サービ スの種 類	変更内容	変 更 年月日
0870103512	株式会社 ありが 園	訪問介護ありが園 みと	茨城県水戸市元 吉田町1987-11	訪問介護	事業所所在地 (旧所在地：茨 城県水戸市米沢 町578-3)	平成27年 4月1日
0870300647	社会福祉法人 土 浦市社会福祉協 議会	社会福祉法人 土 浦市社会福祉協 議会 訪問介護事 業所うらら	茨城県土浦市大 和町9-2ウラ ラ2ビル総合福 祉会館5階	訪問介護	事業所所在地 (旧所在地：茨 城県土浦市大和 町9-2ウララ 2ビル総合福祉 会館4階)	平成27年 4月1日
0871200655	株式会社 ハリカ 太田店	ハートケア 太田 デイサービス	茨城県常陸太田 市馬場町541	通所介護	事業所名称(旧 名称：茶話本舗 太田デイサービ ス)	平成27年 4月1日
0871200804	株式会社 ハリカ 太田店	ハートケア 幸久 デイサービス	茨城県常陸太田 市上河合町1107 -2	通所介護	事業所名称(旧 名称：茶話本舗 幸久デイサービ ス)	平成27年 4月1日
0870500816	株式会社 ミラク ル・ウィン	介護の里 七福家	茨城県石岡市東 光台4-11-7	通所介護	事業所名称(旧 名称：茶話本舗 デイサービス七 福家大黒天石 岡)	平成27年 6月1日

茨城県告示第1021号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
0874100563	鋼製特品株式会社	デイサービスセ ンター「ひまわ り」	筑西市吉田611	通所介護	平成27年 5月6日
0870201878	有限会社 SEVEN2	デイサービスは あと	日立市東多賀町3- 16-3	通所介護	平成27年 5月1日
0870101482	株式会社ツクイ	ツクイ水戸千波	水戸市千波町2049- 2	通所介護	平成27年 5月31日
0871701165	株式会社アーバンア ーキテック	ご長寿くらぶ取 手駒場訪問介護 事業所	取手市駒場3-9- 55-1	訪問介護	平成27年 5月1日
0870104874	有限会社ファスト	ケアステーション なかよしの森	水戸市見川町丹下二 ノ牧2142-10	福祉用具貸与	平成27年 5月1日
0870104874	有限会社ファスト	ケアステーション なかよしの森	水戸市見川町丹下二 ノ牧2142-10	特定福祉用具販売	平成27年 5月1日

事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0870500766	医療法人石岡脳神経外科病院	指定通所介護サン・テレーズ南台	石岡市南台2-12-6	通所介護	平成27年5月31日
0872200670	株式会社アイ・ピー・シー	特定施設入居者生活介護はまなすアイビレッジII号館	鹿嶋市角折信1285-3	特定施設入居者生活介護	平成27年5月18日
0872101951	有限会社三勝	デイサービス野ばらゆめごころ	ひたちなか市大平4-2-1	通所介護	平成27年6月1日
0872101308	有限会社三勝	ドリームハートヘルパーステーション	ひたちなか市大平4-2-1	訪問介護	平成27年6月1日
0871000881	株式会社あおば	あおばオープン・ハート	下妻市南原124-1	通所介護	平成27年5月31日
0870700499	株式会社きぬ川	ホームケアセンターまゆの郷	結城市結城7201-1	通所介護	平成27年6月30日

茨城県告示第1022号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0870100831	公益社団法人茨城県柔道整復師会	公益社団法人茨城県柔道整復師会指定居宅介護支援事業所	茨城県水戸市開江町2281-1	居宅介護支援	事業所名称（旧名称：公益社団法人茨城県柔道接骨師会指定居宅介護支援事業所）	平成27年4月1日

茨城県告示第1023号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0870300829	医療法人社団誠仁会	つわ居宅介護支援事業所	土浦市西並木町3690	居宅介護支援	平成27年5月31日
0872101522	有限会社三勝	居宅介護支援事業所ドリームハート	ひたちなか市三反田2754	居宅介護支援	平成27年6月1日

茨城県告示第1024号

介護保険法（平成9年法律第123号）第89条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第93条の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0872000203	社会福祉法人 筑南会	特別養護老人ホーム 新つくばホーム	茨城県つくば市学園の森3-29-2	介護老人福祉施設	事業所所在地（旧所在地：茨城県つくば市東平塚932-17）	平成26年11月26日
0872090014	社会福祉法人 筑南会	特別養護老人ホーム 新つくばホーム新館	茨城県つくば市学園の森3-29-2	介護老人福祉施設	事業所所在地（旧所在地：茨城県つくば市東平塚932-17）	平成26年11月26日
0874200553	社会福祉法人 慈愛会	特別養護老人ホーム 錦荘	茨城県結城郡八千代町栗山229-1	介護老人福祉施設	事業所名称（旧名称：錦荘指定介護老人福祉施設）	平成27年3月31日

茨城県告示第1025号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0870103512	株式会社 ありが園	訪問介護ありが園みと	茨城県水戸市元吉田町1987-11	介護予防訪問介護	事業所所在地（旧所在地：茨城県水戸市米沢町578-3）	平成27年4月1日
0870300647	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会 訪問介護事業所うらら	茨城県土浦市大和町9-2ウララ2ビル総合福祉会館5階	介護予防訪問介護	事業所所在地（旧所在地：茨城県土浦市大和町9-2ウララ2ビル総合福祉会館4階）	平成27年4月1日

茨城県告示第1026号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0870201878	有限会社 SEVEN2	デイサービスはあと	日立市東多賀町3-16-3	介護予防通所介護	平成27年5月1日

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0870101482	株式会社ツクイ	ツクイ水戸千波	水戸市千波町2049-2	介護予防通所介護	平成27年5月31日
0871701165	株式会社アーバンアーキテック	ご長寿くらぶ取手駒場訪問介護事業所	取手市駒場3-9-55-1	介護予防訪問介護	平成27年5月1日
0870104874	有限会社ファスト	ケアステーションなかよしの森	水戸市見川町丹下二ノ牧2142-10	介護予防福祉用具貸与	平成27年5月1日
0870104874	有限会社ファスト	ケアステーションなかよしの森	水戸市見川町丹下二ノ牧2142-10	特定介護予防福祉用具販売	平成27年5月1日
0870500766	医療法人石岡脳神経外科病院	指定通所介護サン・テレーズ南台	石岡市南台2-12-6	介護予防通所介護	平成27年5月31日
0872200670	株式会社アイ・ビー・シー	特定施設入居者生活介護はまなすアイビレッジII号館	鹿嶋市角折信1285-3	介護予防特定施設入居者生活介護	平成27年5月18日
0872101308	有限会社三勝	ドリームハートヘルパーステーション	ひたちなか市大平4-2-1	介護予防訪問介護	平成27年6月1日
0871000881	株式会社あおば	あおばオープン・ハート	下妻市南原124-1	介護予防通所介護	平成27年5月31日
0870700499	株式会社きぬ川	ホームケアセンターまゆの郷	結城市結城7201-1	介護予防通所介護	平成27年6月30日

茨城県告示第1027号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0850700071	のびのび広場あおやま	結城市結城6550番地1	合同会社青山	結城市結城8622番地49	平成27年8月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第1028号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0852600139	キララ菅谷	那珂市菅谷2047番地の1	特定非営利活動法人キララこそだて支援センター	水戸市堀町906番地の5	平成27年8月1日	児童発達支援

茨城県告示第1029号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0812700649	就労支援サービ スイマココ	筑西市茂田1773- 7	一般社団法人ア イネット	筑西市幸町3-17 -16	平成27年 8月1日	就労移行支援

茨城県告示第1030号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社コメリ

代表取締役 捧 雄一郎

(2) 住所

新潟県新潟市南区清水4501番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター銚田店

銚田市塔ヶ崎字塙下1076番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名または名称	住 所	代表者氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄一郎

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年3月29日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,539㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	123台
イ 駐輪場の収容台数	10台
ウ 荷さばき施設の面積	44㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量	49㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 7 時

(閉店時刻) 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時 30 分～午後 9 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成 27 年 7 月 28 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 1031 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成 27 年 8 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

J A 三井リース株式会社

代表取締役 高 橋 則 広

(2) 住所

東京都品川区東五反田二丁目 10 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー利根店

北相馬郡利根町四季の丘 1 丁目 16 の 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 安 田 義 則

(変更後) 代表取締役 高 橋 則 広

(3) 変更の年月日

平成 27 年 6 月 25 日

(4) 変更の理由

設置者の代表者に変更が生じたため

3 届出年月日

平成27年7月23日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1032号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社茨城さえき

代表取締役 岡 本 弘

(2) 住所

鹿嶋市宮津台4769番地の3

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) さえき新銚田店

銚田市銚田広町2302番2 外

(2) 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(3) 変更の年月日

平成28年3月23日

(4) 変更の理由

店舗計画に変更があったため

3 届出年月日

平成27年7月22日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1033号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等とし

て登録票の書換えを行った。

平成27年 8 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

区分	登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
						所在地	名 称		
変更前	1009	H26. 8. 1	久慈郡大子町上野宮 3328	本多 盛治	本多林業	住所に同じ	商号に同じ	素材生 産業	
変更後	同上	同上	同上	同上	(株) 本多 林業	同上	(株) 本多 林業	同上	

茨城県告示第1034号

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第8条第2項の規定に基づき、中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成27年 8 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

申請期間 平成27年 8 月 7 日から平成27年 8 月21日まで

茨城県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年 8 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 那須烏山御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
常陸大宮市下小瀬字川内28番1地先から 常陸大宮市那賀字河内1587番1地先まで	旧 (A)	最大 6.0	175	迂回路設置
		最小 4.0		
	新 (A)	最大 6.0	175	
		最小 4.0		
新 (B)	最大 48.8	175		
	最小 6.7			

茨城県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年 8 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 那須烏山御前山線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市下小瀬字川内28番1地先から
常陸大宮市那賀字河内1587番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月6日

茨城県告示第1037号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定区域

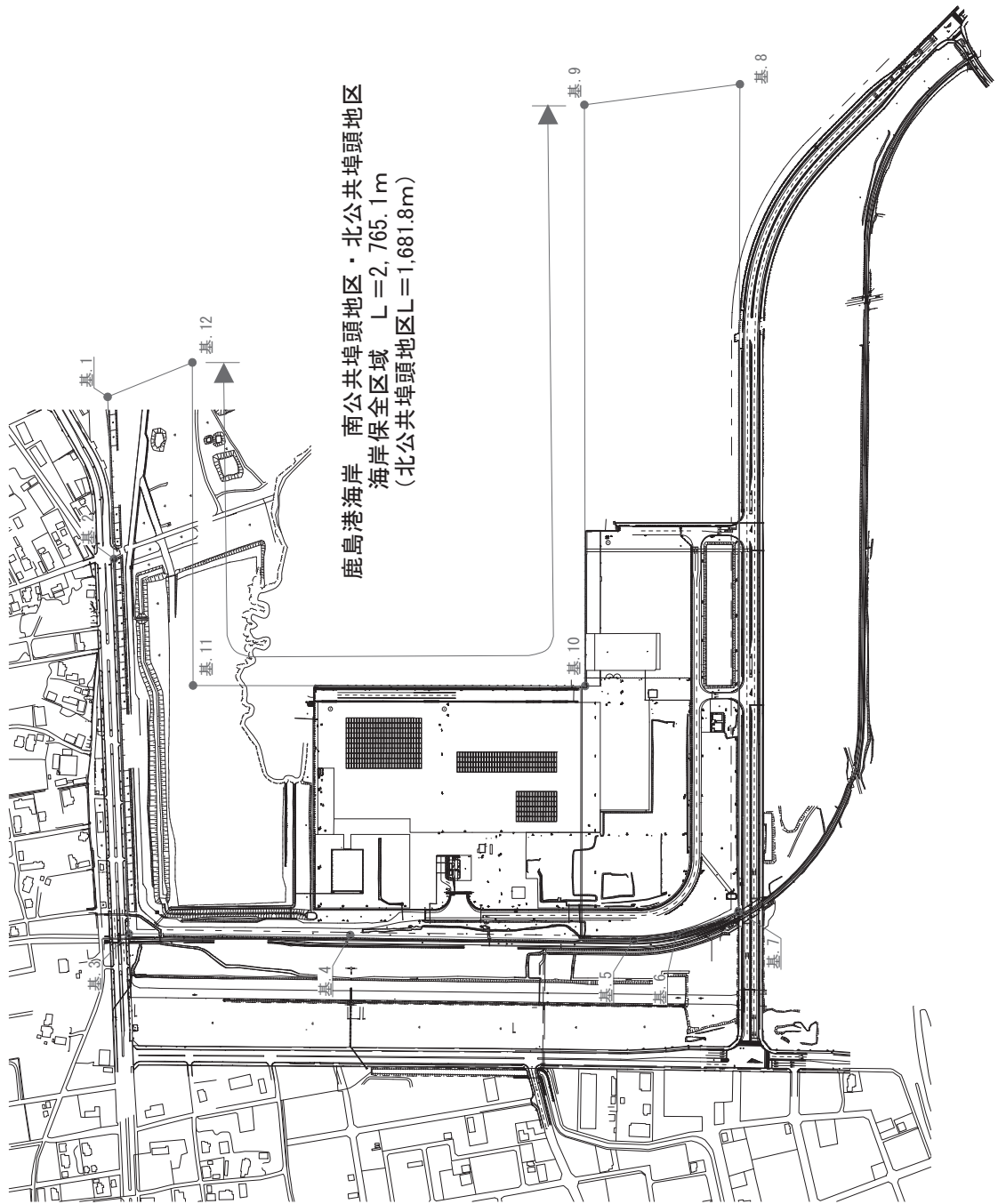
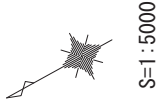
県名	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長
茨城県	茨城沿岸	鹿島港海岸	北公共埠頭地区海岸	1,681.8m
			南公共埠頭地区海岸	1,083.3m

別紙平面図のとおり

2 関係図書の閲覧場所

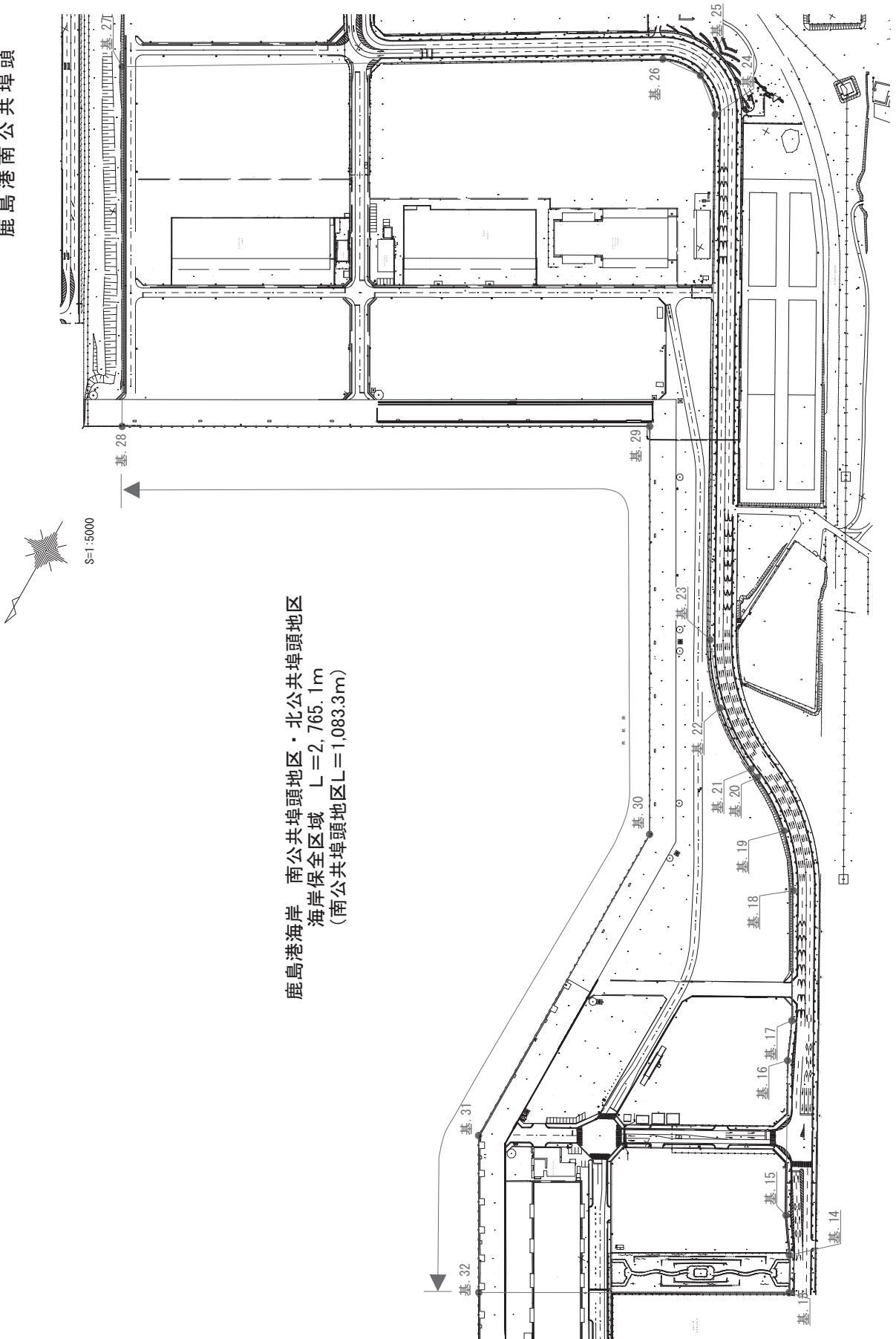
茨城県土木部河川課及び茨城県潮来土木事務所

鹿島港北公共埠頭



鹿島港海岸 南公共埠頭地区・北公共埠頭地区
海岸保安区域 L=2,765.1m
(北公共埠頭地区L=1,681.8m)

鹿島港南公共埠頭



鹿島港海岸 南公共埠頭地区・北公共埠頭地区
海岸保全区域 L=2,765.1m
(南公共埠頭地区L=1,083.3m)

茨城県告示第1038号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年3月27日茨城県条例第26号）第4条第4項の規定により、次のとおり、指定区域を告示する。

なお、その関係図書は、茨城町、茨城県土木部都市局建築指導課及び茨城県総務部地域支援局県民センター総室県央建築指導室において保管し、公衆の閲覧に供する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

縮小により除外される区域の名称 (番号)	土地の区域	既存集落の区分
茨城町長岡地区 (11-7)	茨城町大字長岡 字神宮寺, 字立原, 字猿久保, 字井戸坂の各一部	第3種集落
茨城町下石崎地区 (12-1)	茨城町大字下石崎 字下畑の全部 字平戸, 字との山, 字道久保, 字裂山, 字這坂の各一部	第1種集落
茨城町下石崎地区 (12-2)	茨城町大字下石崎 字小足, 字竹ノ下の各一部	第1種集落
茨城町上石崎地区 (12-4)	茨城町大字上石崎 字東永寺, 字親沢の各一部	第1種集落
茨城町上石崎地区 (12-5)	茨城町大字上石崎 字石戸の全部 字宮脇, 字下谷原の各一部	第1種集落
茨城町宮ヶ崎・網掛地区 (12-7)	茨城町大字網掛 字上宿, 字雷前, 字台前の各一部	第6種集落
茨城町海老沢・宮ヶ崎地区 (12-8)	茨城町大字海老沢 字山下の全部 字御蔵下, 字横町, 字御料, 字舟山, 字宿, 字馬廻しの各一部 茨城町大字宮ヶ崎 字根崎の一部	第1種集落
茨城町南川又・南栗崎・野曾地区 (12-16)	茨城町大字南栗崎 字タリ, 字宮前, 字宮窪の各全部 茨城町大字南川又 字西タリ, 字タリ上の各一部 字地藏ノ上, 字山下, 字台, 字清水の各一部	第1種集落

拡張により追加される区域の名称 (番号)	土地の区域	既存集落の区分
茨城町大戸地区 (11-1)	茨城町大字大戸 字桜, 字馬場, 字下馬場, 字街道東, 字宮内前, 字宿ノ内, 字神宮寺の各一部	第3種集落
茨城町長岡・上石崎地区 (11-4)	茨城町大字上石崎 字笠神の全部 字大高, 字潤沼台, 字原, 字五枚割, 字根田沢の各一部 茨城町大字長岡 字矢頭の一部	第3種集落
茨城町奥谷・小幡・小堤地区 (11-8)	茨城町大字小堤 字宮久保の全部 字ガキ塚, 字神明前, 字八沢, 字北浦, 字里前, 字里後の各一部	第3種集落
茨城町下石崎地区 (12-1)	茨城町大字下石崎 字との山, 字延井, 字晒山, 字杉山, 字小川の各一部	第1種集落
茨城町長岡・谷田部地区 (12-6)	茨城町大字長岡 茨城町大字谷田部 字劔尺の一部 字笠神, 字硯面, 字袋内, 字下屋敷, 字遠原, 字平野の各一部	第6種集落
茨城町宮ヶ崎・網掛地区 (12-7)	茨城町大字宮ヶ崎 字幸岩, 字塚越の各一部	第6種集落

拡張により追加される区域の名称 (番号)	土地の区域	既存集落の 区分	
茨城町小堤・駒場町地区 (12-9)	茨城町大字駒場 茨城町大字南島田	字大塚後, 字新山道, 字達中の各一部 字西町の一部	第1種集落

指定する区域の名称 (番号)	土地の区域	既存集落の 区分	
茨城町前田地区 (11-10)	茨城町大字前田	字アツキタ, 字宮ノ後, 字宮ノ脇, 字江下, 字荒地, 字小橋川, 字神, 字谷津田, 字入前, 字堀ノ内妻, 字堀ノ内東, 字野田坪の各全部 字スガキ田, 字なしの木, 字ハマ, 字一斗槐町, 字延作, 字下夕田, 字釜作り, 字寺坪, 字小島, 字上前, 字赤穂, 字前々坊, 字谷津, 字堂前, 字八幡久保, 字八幡山, 字八幡前, 堀ノ内後, 字野田前, 字坏戸の各一部	第1種集落
茨城町宮ヶ崎地区 (12-17)	茨城町大字宮ヶ崎	字下宿, 字前ノ内の各全部 字横町, 字荒井前, 字若宮, 字宿後, 字小橋, 字新宿, 字新田前, 字西ノ内, 字祐善の各一部	第1種集落
茨城町神谷地区 (12-18)	茨城町大字神谷	字高房の全部 字海老沢道, 字寺田久保, 字鹿島道, 字小立, 字島ノ前, 字梅田, 字富士山, 字平成, 字保町, 字薬師堂の各一部	第6種集落

~~~~~  
(選挙管理委員会)

**茨城県選挙管理委員会告示第75号**

平成27年第8回定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月6日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成27年8月10日(月)午後1時

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消しについて
  - (2) 第10回定例会の日程等について
  - (3) 政治団体の設立届出等の状況について
  - (4) その他
- ~~~~~

---

## 公 告

---

### ●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年9月16日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 HSEリスク・シーキューブ

（設立認証：平成17年9月29日，設立：平成17年10月5日）

3 代表者の氏名

佐藤 隆雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県那珂郡東海村白方中央一丁目1番5号

5 定款に記載された目的

この法人は、高度科学技術社会に生きる市民に対して、科学技術の開発・利用に伴う健康・環境・安全問題に関するリスクコミュニケーション活動を推進し、それを通して市民の科学技術リスクについての理解促進、市民を含む利害関係者による共考・協働プロセスの実現を図り、科学技術リスクを最小化する社会的な仕組みの形成に寄与することを目的とする。

---

### ●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年9月23日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年7月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ピコット

（設立認証：平成14年7月24日，設立：平成14年7月30日）

3 代表者の氏名

猿田 京子



## 4 主たる事務所の所在地

茨城県潮来市潮来617番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県鹿行地域において、知的あるいは身体に障害のある人々の、社会参画を支援する活動を通して、福祉の増進をはかると同時に子どもたちの健全育成に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年9月24日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年7月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いろは

（設立認証：平成17年8月25日、設立：平成17年9月7日）

3 代表者の氏名

横山 博子

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市真鍋二丁目7番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、土浦市及びその周辺地域において、乳幼児から高齢者が、住みなれた地域で安心して生活できるよう住民相互が共に助け合うコミュニティ作りを行い、日常生活支援等に関する事業を総合的に展開し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

**●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年9月24日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成27年7月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まちの研究室

(設立認証：平成26年10月23日，設立：平成26年11月10日)

3 代表者の氏名

川井 正人

4 主たる事務所の所在地

茨城県久慈郡大子町大字大子988番地

5 定款に記載された目的

この法人は、大子町の活性化を図るため、まちの活性化及び交流人口・定住人口の拡大を図る各種事業を市民・行政・団体等と協力して企画・運営又は支援し、地域社会及び地域経済の発展に寄与すること、並びに、これらの活動を通して、次世代の人材育成に寄与することを目的とする。

◎平成28年度茨城県立産業技術専門学院入学者選考試験実施要項

平成28年度茨城県立産業技術専門学院入学者選考試験実施要項を次のように定める。

平成27年 8 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

平成28年度茨城県立産業技術専門学院入学者選考試験実施要項

平成28年度茨城県立産業技術専門学院普通課程の入学者選考試験は、この要項に定めるところにより行う。

1 選考試験の実施者

茨城県立産業技術専門学院普通課程の入学者選考試験は、各県立産業技術専門学院長が定める入学者募集要項に基づき当該県立産業技術専門学院長が実施する。

2 応募資格

(1) 推薦入学者選考試験

ア 高等学校長・中等教育学校長推薦

高等学校又は中等教育学校を平成28年3月に卒業見込みの者で次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する者

(ア) 入学を志願する学院を進路志望先の第1位として考えている者

(イ) 希望訓練科の目的を理解し、将来、技術者として活躍を希望し、入学後、技術・技能等の習得が期待できると認められる者

(ウ) 人物に優れ、勤勉であるとともに健康である者

イ 特別推薦（事業主推薦）

高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成28年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する者

(ア) 茨城県内の事業所に勤務する者（内定者を含む。）で、概ね35歳以下の者

(イ) 希望する訓練科の目的を理解し、将来、技術者として活躍を希望し、入学後、技術・技能等の習得が期待できると認められる者

(ウ) 人物に優れ、勤勉であるとともに健康である者

(2) 一般入学者選考試験

次のアからウのいずれかに該当する者

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成28年3月卒業見込みの者を含む。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の

学力があると認められる者及び平成28年3月31日までに次の(ア)又は(イ)に該当する見込みの者

(ア) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(イ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

ウ 上記ア又はイに準ずる者

### 3 募集を行う訓練科及び定員

平成27年6月18日付け茨城県告示第832号により定める訓練科及び定員とする。

### 4 出願手続

(1) 入学願書は、出願書類を一括して入学志願先の県立産業技術専門学院長へ提出する。

なお、推薦入学者選考試験に出願する場合には推薦者が県立産業技術専門学院長へ提出するものとする。

(2) 入学願書については、簡易書留郵便により提出することができる。

(3) その他出願手続に関することについては、別に定める。

### 5 選考試験

普通課程の入学者選考試験は、推薦入学者選考試験と一般入学者選考試験により実施するものとし、選考試験の実施内容については次のとおりとする。

#### (1) 推薦入学者選考試験

高等学校長・中等教育学校長推薦入学者選考試験及び特別推薦入学者選考試験

(ア) 出願期間・試験日・合格発表日

| 出願期間                           | 試験日           | 合格発表日         |
|--------------------------------|---------------|---------------|
| 平成27年9月7日(月)～<br>平成27年9月25日(金) | 平成27年10月2日(金) | 平成27年10月9日(金) |

#### (イ) 試験会場

各県立産業技術専門学院

#### (ウ) 試験科目

小テスト(数学)・面接選考・書類選考

#### (エ) 選考方法

入学者の選考は、面接、小テスト及び出願書類により総合的に判断して合否を決定する。

#### (2) 一般入学者選考試験

(ア) 出願期間・試験日・合格発表日

|             | 出願期間                              | 試験日            | 合格発表日          |
|-------------|-----------------------------------|----------------|----------------|
| A日程<br>選考試験 | 平成27年10月13日(火)～<br>平成27年10月23日(金) | 平成27年10月30日(金) | 平成27年11月6日(金)  |
| B日程<br>選考試験 | 平成27年11月13日(金)～<br>平成27年11月27日(金) | 平成27年12月4日(金)  | 平成27年12月11日(金) |

#### (イ) 試験会場

各県立産業技術専門学院

#### (ウ) 試験科目及び選考方法

各県立産業技術専門学院長が定める入学者募集要項に基づき実施する。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、普通課程の入学者選考試験の実施に関し必要な事項については、別に定める。

### ●家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生場所 | 発生年月日          | 転帰  |
|----------|-------|-------------|------|------|----------------|-----|
| 腐蛆病      | 蜜蜂    | 患畜          | 1群   | 神栖市  | 平成27年<br>7月14日 | 自衛殺 |

### ●農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、平成27年8月6日から同月19日までの間、茨城県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者      |                | 賃借権の設定等を受ける土地        |
|-------------------|----------------|----------------------|
| 氏名又は名称            | 住所             |                      |
| 立原 友明             | 小美玉市柴高529番地1   | 小美玉市西郷地字中根2115番      |
| 有限会社 PIONEER FARM | 小美玉市柴高780番地    | 小美玉市中延字檜塚2251番7 ほか1筆 |
| 株式会社おみたま農園        | 小美玉市橋場美391番地15 | 小美玉市橋場美字池下701番1      |
| 川名 幸夫             | 小美玉市羽鳥2987番地   | 小美玉市小曾納字大塚176番 ほか2筆  |

### ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営蓮沼地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

変更後の県営蓮沼地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）

計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年8月7日から平成27年9月3日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営蓮沼地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営蓮沼地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年8月7日から平成27年9月3日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所

●入札公告

県有財産（土地・建物）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払財産（土地・建物）

| 物件番号 | 土地の所在及び地番          | 種別 | 地目・構造  | 実測面積 (㎡) | 予定価格 (円)   |
|------|--------------------|----|--------|----------|------------|
| 1    | 水戸市梅香二丁目739番1 外3筆  | 土地 | 宅地, 山林 | 1,054.23 | 22,771,000 |
| 2    | 常陸大宮市姥賀町529番1      | 土地 | 宅地     | 2,290.71 | 22,910,000 |
| 3    | 鉾田市鉾田字加倉井641番      | 土地 | 宅地     | 577.17   | 2,574,000  |
| 4    | 石岡市南台三丁目1154番35    | 土地 | 宅地     | 1,996.46 | 17,121,000 |
| 5    | 龍ヶ崎市馴馬町字中曾根2993番4  | 土地 | 宅地     | 528.50   | 10,300,000 |
| 6    | 筑西市玉戸字伊房地1337番6    | 土地 | 宅地     | 1,304.83 | 10,490,000 |
| 7    | 坂東市逆井字喜五郎山2871番260 | 土地 | 学校用地   | 2,469    | 17,030,000 |

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員
- (3) 茨城県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
  - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

### 3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

#### (1) 配布期間

平成27年8月6日（木）から平成27年8月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 配布場所

ア 水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

イ 下記11に示す現地説明会の会場（現地説明会を実施する場合に限る。）

ウ 管財課ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/kanzai/zaisan.htm>）からダウンロードできます。

### 4 入札参加申込書の提出期間及び場所

#### (1) 提出期間

平成27年8月6日（木）から平成27年8月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 提出場所

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

### 5 入札の方法

#### (1) 入札書の提出

郵送（書留郵便）又は当日持参により提出すること。

#### (2) 入札書の提出期限・提出日時及び提出場所

ア 郵送による提出の場合



| 物件番号 | 提出期限                     | 提出場所                                |
|------|--------------------------|-------------------------------------|
| 1～7  | 平成27年9月10日(木)<br>午後5時00分 | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県総務部管財課公有財産維持活用推進室 |

## イ 当日持参による提出の場合

| 物件番号 | 提出日時                      | 提出場所                        |
|------|---------------------------|-----------------------------|
| 1    | 平成27年9月11日(金)<br>午前9時15分  | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県庁 1階 入札室2 |
| 2    | 平成27年9月11日(金)<br>午前10時00分 |                             |
| 3    | 平成27年9月11日(金)<br>午前10時45分 |                             |
| 4    | 平成27年9月11日(金)<br>午前11時30分 |                             |
| 5    | 平成27年9月11日(金)<br>午後1時15分  |                             |
| 6    | 平成27年9月11日(金)<br>午後2時00分  |                             |
| 7    | 平成27年9月11日(金)<br>午後2時45分  |                             |

## (3) 開札の日時及び場所

| 物件番号 | 日時                        | 場所                          |
|------|---------------------------|-----------------------------|
| 1    | 平成27年9月11日(金)<br>午前9時15分  | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県庁 1階 入札室2 |
| 2    | 平成27年9月11日(金)<br>午前10時00分 |                             |
| 3    | 平成27年9月11日(金)<br>午前10時45分 |                             |
| 4    | 平成27年9月11日(金)<br>午前11時30分 |                             |
| 5    | 平成27年9月11日(金)<br>午後1時15分  |                             |
| 6    | 平成27年9月11日(金)<br>午後2時00分  |                             |
| 7    | 平成27年9月11日(金)<br>午後2時45分  |                             |

## 6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高額の入札者とする。

## 8 入札保証金

一般競争入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額（円未満切上げ）を次のいずれかの方法により納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

- (1) 現金又は地方自治法施行令第167条の7第2項及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第144条において準用する第139条第1項に定める有価証券（なるべく銀行振出し小切手とすること。）により、当日納付する場合は前記5(2)イの提出日時の30分前から15分前までの間に納付すること。
- (2) 口座振込により納付する場合は、茨城県の指定する口座に振り込んだ旨の証明として、振り込みを依頼した金融機関から交付を受けた納付書・領収証書（茨城県財務規則の規定による帳票様式第40号）を貼付した入札保証金払込票提出書を、前記5(2)の提出期限・提出日時までに提出すること。

## 9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が落札決定後、県の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、前記8の入札保証金は県に帰属する。

## 10 契約書の作成及び売買代金の支払方法

落札者は、県の定めた土地売買契約書により契約書を作成し、売買代金を県が発行する納入通知書により、一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

## 11 現地説明の日時及び場所（希望者がいる場合のみ実施）

| 物件番号 | 日 時                   | 場所    |
|------|-----------------------|-------|
| 1    | 平成27年8月21日（金）午前11時    | 物件の場所 |
| 2    | 平成27年8月21日（金）午後1時30分  |       |
| 3    | 平成27年8月24日（月）午前10時    |       |
| 4    | 平成27年8月25日（火）午前10時    |       |
| 5    | 平成27年8月25日（火）午後1時     |       |
| 6    | 平成27年8月26日（水）午前10時30分 |       |
| 7    | 平成27年8月26日（水）午後2時     |       |

## ・連絡先

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

## ●入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成27年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 売払物件（土地）

| 土地の所在及び地番                               | 種別 | 地目 | 面積      |
|-----------------------------------------|----|----|---------|
| 葛城一体型特定土地区画整理事業施行地区内<br>つくば市学園の森三丁目27番2 | 土地 | 宅地 | 609.74㎡ |

\*用途地域は、第1種住居地域（建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント）である。

## 2 予定価格（最低売却価格）

42,376,000円

### 3 土地の用途

分譲事業の敷地の用途に供すること。

### 4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 本件土地（本件土地を周辺の土地と一体的に利用する場合にあっては、当該周辺の土地を含む。）において、戸建住宅（以下「住宅」という。）を建設して当該住宅と共に土地を最終譲受人へ譲渡する事業又は自らを請負人とする建築請負契約により住宅を建設することを条件として土地を最終譲受人へ譲渡する事業（以下「分譲事業」という。）を営む者であって、土地の引渡しの日から5年以内に、「葛城地区住宅事業者向け用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「Ⅳ 設計指針」及び各種法令等に適合した住宅の建設及び分譲を行うことができる者であること。

※最終譲受人とは、自ら又は親族等が居住するために住宅及びその敷地又は住宅を建設することを条件に土地を譲り受ける者をいう。

イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めるなどしているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 茨城県の県税を滞納していないこと。

ク 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、前記(1)アの要件をいずれかの構成員が備えていること、また、前記(1)イからクまでの要件については、全ての構成員が備えていること。

### 5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば地域振興課

茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地 (つくば市諏訪 C13街区7ウインズヒル2F)

(2) 入札説明書の配布期間

平成27年8月6日(木)から8月20日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(8月20日は午後4時まで)

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を次のとおり提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成27年8月19日(水)及び20日(木)

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地 (つくば市諏訪 C13街区7ウインズヒル2F)

6 入札の日時及び場所

| 日 時                    | 場 所                                                           |
|------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 平成27年8月21日(金)<br>午前10時 | つくば市島名2335番地<br>(つくば市諏訪 C13街区7ウインズヒル2F)<br>茨城県土浦土木事務所つくば支所入札室 |

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。  
なお、この入札保証金には、利子を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は茨城県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、茨城県が示す契約条項により茨城県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を茨城県が発行する納入通知書により一括して茨城県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 8 月 6 日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合にはその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県立高萩高等学校外13校教育用コンピュータの賃貸借業務 ②教育庁総務企画部財務課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③平成27年 7 月 22 日 ④NEC キャピタルソリューション株式会社関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地17 ⑤月額 1,345,734円 ⑥一般競争入札 ⑦平成27年 6 月 8 日

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年 8 月 6 日

茨城県警察本部長 鈴木 三 男

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名及び数量

全庁ネットワークシステムパソコン307台等

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

平成27年11月 1 日から平成32年10月31日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

(4) 納入場所

茨城県内警察署ほか 仕様書「別表 納品場所一覧」による

2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110

3 入札参加資格

(1) 政令第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格において「リース・レンタル」に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (8) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL： <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2 の担当所属の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2 の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) 期間

入札公告の日から平成 27 年 9 月 4 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

##### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県警察本部会計課調度係



## 6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

公告の日から平成27年8月14日（金）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2の担当所属に同じ

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成27年8月20日（木）午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3の(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

平成27年9月4日（金）午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2の担当所属に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成27年9月10日（木）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、の理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、月額賃借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月15日（火）午後5時までにシステムのファイルへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当所属に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

### ア 日時

平成27年9月16日（水）午前11時から

### イ 場所

茨城県警察本部庁舎2階入札室

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から

入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問い合わせ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875(直通)

#### 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

307 PCs of the Ibaraki Police network

(2) Lease period

From November 1, 2015 through October 31, 2020

(3) Time limit for tender:

Time limit of tender (by hand): 5:00p.m., September 15, 2015

Time limit of tender (by mail): 5:00p.m., September 15, 2015

(4) Submission location and contact number

Finance Division,Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6,Kasahara-cho,Mito-shi

Ibaraki- ken,310-8550,Japan

TEL:029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)